

(法務省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化（法務省本省、公安調査庁本庁）	法務省行政効率化推進計画を踏まえ、平成19年度と同様、ホームページの作成・管理業務及び庁内LANの管理業務等の一部について、民間委託を実施する。
新司法試験実施事務の民間委託等による業務の効率化・合理化	引き続き、新司法試験について、監督員の派遣、当日の運營業務等について外部委託を実施する。
<b>【矯正管区】</b>	
矯正管区内の矯正施設における共済事務の集約化	高松矯正管区への共済事務の集約の結果を踏まえて、平成20年7月を目途に、他の矯正管区についても、管内の矯正施設における共済事務を集約する。
その他矯正管区における業務実施体制の見直し	上記事項を含め、業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に矯正管区において1人、20年度に1人定員を合理化することを含め、22年度末までに矯正管区において2人以上定員を合理化する。
<b>【地方更生保護委員会】</b>	
地方更生保護委員会における業務実施体制の見直し	更生保護情報管理業務・システムの最適化の実施、人事・給与等、共済、物品調達の内管理業務についての情報システムの統一化に伴う業務の見直し、専門官制の導入に伴う業務の見直し、治安情勢、経済情勢等仮釈放等をめぐる状況を見据えつつ業務の効率化・合理化を図ることにより、地方更生保護委員会において平成18～19年度に3人、20年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。
<b>【法務局】</b>	
登記・供託関係の業務見直し等	登記・供託関係10,253人（17年度末定員）について次の取組を行うこと等により、法務局・地方法務局の定員について平成18～19年度に516人、20年度に380人（うち122人は、業務の大胆かつ構造的な見直しによる）合理化することを含め、22年度末までに1,791人以上合理化する。 － 登記事項証明書の交付等の証明事務について、22年度末までに市場化テストを実施し民間委託を行うこと等により、19年度に105人、20年度に227人合理化することを含め、22年度末までに1,181人合理化（オンライン利用による合理化に相当する422人を含む。） － 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合により、19年度から22年度末までに57人合理化。 － 利用しやすいシステムへの改善等により登記申請事件等処理事務のオンライン利用率を向上させることにより、19年度に87人、20年度に87人合理化することを含め、22年度末までには利用率50%を実現することにより350人合理化。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 上記の市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫しできるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること及び入札企業の業務上の工夫がいかされるようにすることにより、民間活力を最大限に活用する。</li> <li>－ 登記申請事件等処理事務について、業務処理過程・体制を抜本的に見直す。</li> <li>－ 地図情報システムの導入による効率化に伴う定員合理化については、「地図管理業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、22年度末までに地図情報システムを導入し、地図管理業務の更なる適正化・効率化等を実施することにより、19年度に5人、20年度に4人合理化することを含め、22年度末までに17人合理化する。また、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による定員削減の更なる積増しについては、できるだけ早期に結論を得て、定員を合理化する。</li> </ul>
<p>法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による合理化（☆）</p>	<p>法務局・地方法務局の支局・出張所について、引き続き平成20年度以降においても、80庁程度の統廃合を実施する。上記の取組により、19年度から22年度末までに定員を57人合理化する。</p>
<p>登記申請事件等処理事務のオンライン利用率50%実現（☆）</p>	<p>平成20年度以降も、17年度末に策定された「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>この取組により、19年度に定員を87人、20年度に87人合理化することを含め、22年度末までには利用率50%を実現することにより定員を350人合理化する。</p>
<p>業務実施体制の見直し（訟務部門の事件処理の見直し、人権擁護部門の執務体制の見直し等）</p>	<p>法務局・地方法務局の訟務部門においては、従来の判例・文献のCD-ROMの活用からインターネットサービスの利用へ移行し最新の法情報を入手可能とすること等により、訴訟に必要な準備書面作成の効率化等を図る。</p> <p>また、人権擁護部門においては、法務大臣から委嘱された民間人の人権擁護委員の活用及び同組織体の自主運営の更なる推進を図る。</p>
<p>【地方入国管理局】</p>	
<p>バイオメトリクスの活用等の措置による減量・効率化</p>	<p>上陸申請するすべての外国人（特別永住者等を除く。）から顔写真及び指紋情報を取得可能なシステム構築を実施し、偽変造文書及びなりすましの発見や要注意人物の入国阻止をより確実かつ迅速に行い得るように努める。出入国管理業務・システムの最適化に沿ってバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を確立することにより、20年度に定員4人を合理化することを含め、22年度末までに定員を8人以上合理化する。</p>
<p>地方入国管理局における民間委託の推進による合理化</p>	<p>平成15年度から地方入国管理局（15年度から東京、17年度から名古屋、18年度から成田空港（支局）、19年度から大阪入国管理局新庁舎）の収容場監視業務の一部の民間委託を開始し、対象を拡大している。</p> <p>20年度についても、名古屋入国管理局新庁舎における収容定員拡充に伴い、収容場監視業務の一部を民間委託し、引き続き民間委託を推進することとし、合理的な定員配置を目指す。</p>

地方入国管理局出張所の再編による合理化	業務量の動向、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、引き続き海型から内陸型への再編を進める。
入国管理業務における警察との連携の一層の強化による合理化	平成20年度については、名古屋入国管理局の摘発方面隊を再編するとともに、引き続き、警察との合同摘発を進めるなど一層の連携強化を図り、摘発業務の合理化・効率化に努める。
その他地方入国管理局における業務実施体制の見直し（☆）	上記事項を含め、業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に定員を地方入国管理局において88人、20年度に46人合理化することを含め、22年度末までに定員を179人以上合理化する。
【保護観察所】 保護観察所における業務実施体制の見直し（☆）	人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務についての情報システムの統一化とそれに伴う業務の見直し、組織の機動性及び柔軟性の向上等を目的とした専門官制の導入に伴う業務の見直し、治安情勢、経済情勢等保護観察をめぐる状況を見据えつつ業務の効率化・合理化を図ることにより、保護観察所において平成18～19年度に定員を48人、20年度に24人合理化することを含め、22年度末までに定員を97人以上合理化する。
【刑務所等（刑事施設関係）】 刑事施設関係の業務見直し等	刑事施設関係について、次のとおり、業務見直しにより増員幅の抑制に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 従来から民間委託を実施している非権力的業務について民間委託数を平成19年度末までに486人分、20年度に233人分拡大し、20年度末までに719人分の拡大を達成する。</li> <li>－ P F I 方式や構造改革特区の活用等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図る。</li> <li>－ 行政職職員の配置も含め非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及び人数の拡大を検討する。</li> </ul>
刑務所 P F I 事業の推進	平成20年度に増設予定の島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）について、施設の整備・運営を P F I 方式で行うこととし、併せて構造改革特区制度を活用するなどして、大幅な民間委託等を実現することにより、増員幅の一層の抑制に努める。
その他刑事施設における業務実施体制の見直し	業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に刑事施設において620人、20年度に308人定員を合理化することを含め、22年度末までに刑事施設において1,237人以上定員を合理化する。
【少年院、少年鑑別所、婦人補導	

<p><b>院】</b> 少年院、少年鑑別所、婦人補導院における業務実施体制の見直し</p>	<p>業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に少年院において62人、少年鑑別所において38人、20年度に少年院において31人、少年鑑別所において20人定員を合理化することを含め、22年度末までに少年院において124人以上、少年鑑別所において78人以上定員を合理化する。 婦人補導院については、20年度において、近年の収容動向を踏まえ、その定員1人を少年鑑別所に振り替えることにより活用する。</p>
<p><b>【入国者収容所】</b> 入国者収容所における業務実施体制の見直し</p>	<p>業務の効率化・合理化により、平成18～19年度に定員を入国者収容所において4人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。</p>
<p><b>【検察庁】</b> 検察庁における外部委託による合理化</p>	<p>平成16年度から一部の地方検察庁において総務課業務の一部（文書接受発送、来庁者対応等）の外部委託を実施しており、20年度においても、その実施庁を拡大し、合理的な定員配置を目指す。</p>
<p>検察庁における業務集約等（☆）</p>	<p>平成17年度から、高等検察庁及び高等検察庁所在地地方検察庁の間で、共済事務を高等検察庁に集約している。 今後、各府省共通システムの運用状況により、新たな業務集約について検討する。 上記を含め、業務の効率化・合理化により、18～19年度に定員を416人、20年度に208人合理化することを含め、22年度末までに定員を832人以上合理化する。</p>
<p><b>【公安調査局】</b> 公安調査庁の組織の見直し、総務部門を始めとする業務の減量・効率化</p>	<p>公安調査局総務部門の課制を平成20年度に全廃し、総務系業務の処理体制を効率化するほか、他の業務についても見直しを図り、定員配置の効率化を一層促進する。 上記の取組を含め、引き続き総務部門において業務の一層の合理化・効率化を図ること等により、18～19年度に定員を55人、20年度に28人合理化することを含め、22年度末までに地方支分部局を中心に定員を110人以上合理化する。</p>
<p>乗員上陸許可及び乗員名簿の提出等に係る申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化</p>	<p>乗員上陸許可については、平成15年7月から乗員上陸許可支援システムの運用を開始し、乗員上陸許可申請のオンライン利用率は、18年末現在34%となっている。 乗員上陸許可のオンライン申請に関しては、利用者の利便を図るため、18年3月31日に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。 同計画の実施に当たっては、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う新しい入国審査手続（個人識別情報の提供義務</p>

	<p>化)に適切に対応しつつ、引き続きオンライン利用の促進を徹底するとともに、運送業者等の利用状況等を見つつ、配置人員の見直しを行い、組織・定員の合理化を検討する。</p>
<p>業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化(☆)</p>	<p>技能・労務職員の縮減や、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務について情報システムの統一化及びこれに伴う業務の見直しを行うなどの業務の効率化・合理化を図る。</p> <p>「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づきネットワークの一元化等を実施する。</p> <p>「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」(19年8月改定)に基づき、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立、乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進等を実施する。</p> <p>「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化、現行システムの見直しによる最適化(登記業務処理システムの見直し)等を実施する。</p> <p>「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、地図管理業務の更なる適正化・効率化、登記情報システムとの資源の共有化等を実施する。</p> <p>「検察業務の業務・システム最適化計画」に基づき、新システムの整備及びこれに併せた事務規程等の見直し、事務の各段階において必要とされている帳簿等の廃止によるペーパーレス化の推進等を実施する。</p> <p>「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理の業務・システム最適化計画」に基づき、データ連携が図れていない「購入物品管理システム」と「領置物品管理システム」の連携を実現する。</p> <p>「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、医療観察業務における各種事件の立件手続等のシステム化、事件調査票作成業務の合理化等を実施する。</p> <p>これらの取組により、平成18~19年度に316人、20年度に257人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,065人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を図る。</p>
<p>施設管理・運営業務の市場化テストの実施</p>	<p>法務省浦安総合センター、矯正研修所の施設の管理・運営業務については、民間競争入札を行い、平成21年4月から原則3年以上の複数年契約によって実施することにより、施設の管理・運営業務の効率化等を図る。</p>
<p>法務総合研究所、矯正研修所、公安調査庁研修所の組織・運営の効率化・合理化</p>	<p>法務総合研究所は、刑事政策に関する研究、職員に対する研修、国連に協力する研修及び諸外国への法整備支援などを行う機関として、近年の治安対策・国際協力等への充実強化に対応した業務の見直しを行い、組織の膨張を来さないよう、今後とも効率的な運営に努める。</p> <p>公安調査庁研修所研修者の宿泊施設として、また、臨時的に教室として使用されている研修寮の清掃等維持管理についての民間委託を今後も継続する。</p>

(注) 事項名に (☆) がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。